

役務の検収体制

物品同様、事務担当による完了時の確認を行う。



各地区事務担当は「完了確認」の印を、検収者(研究者等)は「検収」の印を完了報告書等に押すことにより、役務の検収を徹底。

<受領・完了確認、検収確認サンプル>

受領・完了確認者	検収者
H27.xx.xx	H27.xx.xx